

入札手順要領

平成25年4月1日
要領第4号

(入札において1回で落札した場合)

第1条 定刻の10分前に受付を済ませるものとし、競争入札参加資格確認通知書を提示し確認を受けなければならない。

- 2 委任状を提出する者は、受付時に担当者に提出するものとする。
- 3 請負工事積算見積書及び内訳書は受付時に担当者に提出するものとする。
- 4 入札書の金額と第3項の提出書類の金額は一致しなければならない。但し、相違がある場合は入札書の金額を優先するものとする。
- 5 定刻前であっても、参加者がそろった場合は入札を始めることができる。
- 6 定刻までに入札会場へ入室していない場合は、入札に参加できない。
- 7 入札書に記載する金額は千円単位とするものとする。
- 8 入札箱が空虚であることを業者に確認させ、受付順に業者名を読み上げ投函させる。
- 9 入札回数は1回とする。
- 10 入札者が1者になった場合は、この入札会を中止し、日を改めて再度入札を行う。
- 11 第1条においての規定は以下の条文において準用するものとする。

(入札において同額の落札者があった場合)

第2条 入札結果にあって、同額の者がいた場合は抽選により決定するものとする。

- 2 抽選方法は抽選棒により決定するものとする。
- 3 受付名簿順に本抽選の順番を決定する予備抽選を行い、予備抽選において若い番号を引いた順に本抽選を行う。本抽選において、抽選参加業者数が10者未満の場合は、本抽選棒数は10本とし、また、抽選棒番号は11から20を使用する。抽選参加業者数が10者以上の場合は、本抽選棒数は抽選参加業者数と同数とし、抽選棒番号は21以上を使用する。このとき最も若い番号を引いた者を落札者とするものとする。

(落札辞退方式の場合)

第3条 2工区以上の工事で、同一指名業者により連続して入札を行う場合を落札辞退方式という。

- 2 各入札時に受付を行い、請負工事積算見積書及び内訳書は、各工区の入札時に提出するものとする。
- 3 落札者にあっては、その後の入札を辞退することとし、各工区について辞退届を提出するものとする。
- 4 各工区の入札の間隔は、その都度状況に合わせて設定するものとする。

(全業者が制限範囲外での入札の場合)

第4条 糸田町建設工事等競争入札予定価格事前公表実施要綱第5条及び入札についての

注意事項により再入札を行うものとする。

- 2 糸田町建設工事に係る最低制限価格制度実施要綱により、入札回数は1回とし、予定価格を超える金額、最低制限価格を下回る金額での入札は失格とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。